研修認定薬剤師　更新申請の手順

1．薬剤師研修・認定電子システムにログインして下さい。

こちらをクリックして下さい。

以下の画面が表示されます。

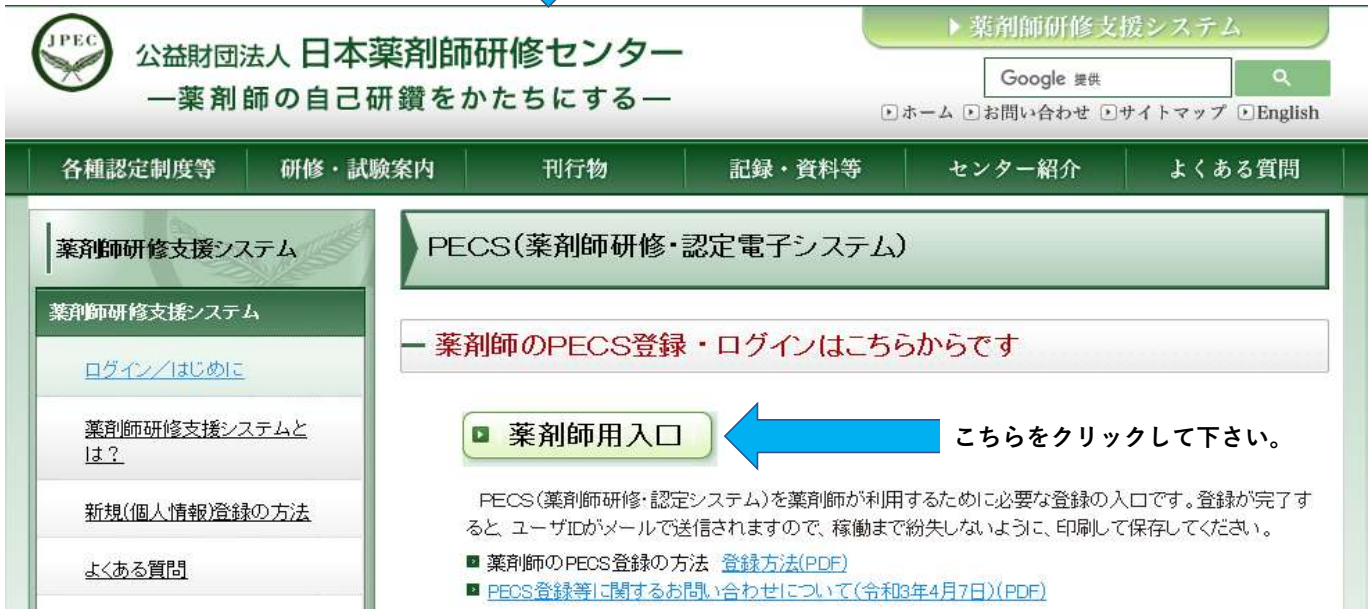

こちらをクリックして下さい。

注意！

ＰＥＣＳでの申請は、必ず以下のものが揃った後で行って下さい。また、ＰＥＣＳを介して取得した単位が反映されていることも確認して下さい。

－申請前に揃えていただくもの－

・シールを貼付し、必要事項を記載した薬剤師研修手帳（または研修受講シール整理表）

シールは、必ず薬剤師研修手帳（または研修受講シール整理表）に受講年月日、主催名等必要事項を記載の上、貼付して下さい。

・他の認定制度の証明文書、期間延長受理書などの書類（送付が必要な方のみ）

申請に必要な単位数（受講シール）や、他の認定制度の証明文書（提出が必要な方のみ）など、請求中で手元に届いていない場合や、ＰＥＣＳでの取得単位が反映されていない場合は手続きを行わないで下さい。申請に必要なものは、ＰＥＣＳでの申請後、一週間以内に当財団宛にお送りいただくことになります。

また、以上のものに加え、ＰＥＣＳ申請後に当財団より送信する受付完了メールを印刷したもの（Ａ４サイズ程度の用紙に、必要事項を記載したものでも可）を必ず同封して下さい。

ユーザID・パスワード入力

●ユーザIDとパスワードを入力してください。
●ユーザIDをお持ちでない方は、「新規登録の方はこちら」をクリックしてください。
●ユーザIDまたはパスワードをお忘れになった方は、「ユーザID・パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。

ご自身のユーザＩＤとパスワードでログインしてください。
（新規登録を行っていない場合には、「新規登録の方はこちら」からお願いします。
新規登録の方法は、https://www.jpec.or.jp/download/pecs_new_entry202103.pdf
をご参照ください。）

注意！
・新規登録後、現在所有されている認定情報がＰＥＣＳに移行されるまで2日程度かかります。このため更新申請は新規登録後から3日以上経過した後、更新ボタンが表示されている事を確認してから、更新申請を行ってください
・薬剤師名簿登録番号、薬剤師名簿登録年月日、生年月日が正しく入力されていない場合、認定情報が正確に移行されないのでご注意下さい。

２．薬剤師研修・認定電子システムにログイン後、以下の画面が表示されます。

こちらをクリックして下さい。

３．研修認定薬剤師　更新を選択して下さい。

注意！
１．更新申請受付期間は、認定期限の２ヵ月前から３ヵ月後までです（上記例の場合は、２０２２年３月１６日から２０２２年８月１５日まで）。受付期間外は、「更新」の表示は出ません。
２．現在の認定期間中に、更新申請に必要な単位が取得できなかった場合、再度、新規として申請することになります。
新規として再度申請可能な時期は、現在の認定期限の翌日からになります。（上記例の場合は、２０２２年５月１６日から）。現在の認定期限の翌日になりましたら、「新規」のボタンが表示され、クリックできるようになります。

４．ＰＥＣＳを介して取得した単位の表示

ＰＥＣＳを介して取得した単位（２０２２年４月１日以降に当財団の単位が交付された研修会に参加された場合）については、左図のように表示されます。
申請に算入する場合は、「使用する」のラジオボタンを押下して下さい（他の認定制度の単位として利用する場合、「使用しない」を押下して下さい。
なお、ＰＥＣＳを介して取得した単位については、「受講歴一覧」でも確認できます。
ただし、受講歴一覧で表示されている単位を、当財団の認定申請に利用する場合、絶対に「払出」ボタンは押下しないで下さい。申請時、カウントの対象外になります。

ＰＥＣＳを介して取得した単位がない場合は、左図のような表示は出ません。

注意！　ＰＥＣＳを介して取得された単位がシステム上に反映される期間は以下のとおりです。

・集合研修（QRコードで受付されたもの）　1週間後に反映
・学術集会（QRコードで受付されたもの）　1週間後に反映
・ウエブ利用研修（集合研修即時配信）　1ヶ月後に反映
・ウエブ利用研修（学術集会）　1ヶ月後に反映
・e-ラーニング　（25年3月まで）　受講した月の翌々月までに反映　（例：4月中に受講した単位は、まとめて4/30取得分となり、6月末までに反映されます。）
・e-ラーニング　（25年4月～　）　受講修了日以降翌月末までの間に反映　（受講年月日（単位付与日）は、実際の受講修了日）
・自己研修、学術集会等発表（講師含む）、学術雑誌論文掲載は、審査には2ヶ月程度かかります。受理されたら、それぞれの申請を出された日での取得単位となります。

申請手続きは、全ての単位がシステム上に反映された後で行って下さい。

5．シールでの単位取得数を入力して下さい。

手帳の単位

	集合研修	自己研修
1年目	5	1
2年目	9	3
3年目	10	2

グループ研修は自己研修に加算してください。それ以外は集合研修に加算してください。

計算

必ず押してください。
変更した時も押してください。

研修手帳または整理表に貼付した単位数を入力して下さい。
・更新申請に必要な単位数は、合計で３０単位以上、各年５単位以上です。
・１年目～３年目の区分は、現在の認定期間の認定開始日から１年１年区切ります。
（例）２０１９年５月１６日から認定期間が始まっている場合
１年目：２０１９年５月１６日～２０２０年５月１５日
２年目：２０２０年５月１６日～２０２１年５月１５日
３年目：２０２１年５月１６日～２０２１年５月１５日

２０２２年４月以降、ＰＥＣＳを介して取得した単位ては「手帳の単位」入力欄には入力しないで下さい。

手帳または整理表に貼付した単位は、以下の表のとおり、集合研修または自己研修のどちらかに分類し、合算して下さい。
合算の結果、自己研修欄の単位数が５単位を超えていてもそのまま入力して下さい。

入力欄 / 手帳に貼付した単位	集合研修	自己研修
集合研修	○	
実習研修	○	
通信講座研修	○	
自己研修		○
グループ研修		○

単位数を入力後、必ず「計算」をクリックして下さい。クリックすると次項６で示す表にＰＥＣＳを介して取得された単位、シールで取得された単位、が反映されます。

6．１年目～３年目の期間と単位数を確認して下さい。

PECS取得単位合計　※研修区分の

	集合研修				使用数合計（内手帳単位）	必要数	
	研修認定のみ	他から	論文	上限			
1年目	0		0	3	6（6）	5	2019/5/16～2020/5/15
2年目	0		0	3	12（12）	5	2020/5/16～2021/5/15
3年目	20		0	3	32（12）	5	2021/5/16～2022/5/15

ＰＥＣＳを介して取得した単位が表示されます。

右にスクロールすると、１～３年目の期間が表示されますので必ず確認して下さい。

※上のスクロールバーによって表の全体が確認できます。

ＰＥＣＳ稼働前に認定期間延長のお届けを出された方は、「ＰＥＣＳ稼働前に認定期間延長のお届けを出された方へ」をご確認下さい。

使用単位(内手帳単位)	50	(30)
全単位(内手帳単位)	50	(30)

単位数を確認して下さい。

戻る　次へ

「次へ」をクリックして下さい。

7．必要事項を入力して下さい。

認定証の氏名は申請時にＰＥＣＳに登録されている氏名になります。

※1
名前で、機種依存文字を使用される場合は、認定薬剤師カード申請手続きを開始する前に、予め、正しいお名前を記載したPDFファイルを準備してください。種依存文字かどうかが分からない場合でも、一点之繞と二点之繞などの違いが気になるときは、PDFファイルを作成して、「正式な氏名」に添付してください。
機種依存文字を使用しない場合は、添付の必要はありません（例：髙、﨑、圭、吉、艦、角、檎、鄭、祐、祐、鰯、駒など）。

お名前がＰＣなどで問題無く表示される場合（機種依存文字を使用しない場合）、添付しないで下さい。

認定証の送付先になります。
ＰＥＣＳ登録住所を表示していますので、これ以外の住所に送付を希望る場合は、変更して下さい（後日の変更はできません）。

注意！
氏名、住所ともに申請後の変更はできません。
姓が変更になっている場合は、先に「個人情報変更」メニューより変更して下さい。このページの情報にて認定証の発行、送付を行います。

支払方法

審査料の支払方法を選択して下さい。

支払方法 必須	○ クレジットカード ○ コンビニ決済 ○ セイコーマート ○ ローソン ○ ミニストップ ○ デイリーヤマザキ ○ ファミリーマート

送付先の住所に送付します。申請後に個人情報を変更しても氏名や送付先には反映しません。

戻る　次へ

支払い方法を選択後、「次へ」をクリックして下さい。
審査料は１１，０００円です。

注意！
当財団独自の領収書は発行できません。利用されたクレジット会社の利用明細、またはコンビエンスストアで発行された領収書を以て当財団の領収書とします。クレジットカードを利用された場合、認定証が交付されましたら、認定証とクレジットカードの利用明細を組み合わせ、審査料が支払われたことの確証として下さい。申請後、審査料支払い方法の変更はできません。
（参考）特定商取引法に基づく表記
http://www.jpec.or.jp/information/law.html

注意！
クレジットカード決済の場合には、ブラウザーの戻るボタンは使用しないでください。決裁エラーになる可能性があります。

・生涯学習自己診断入力を行って下さい。
・入力は必須です。ただし、点数の大小が認定審査に影響することはありません。
・現在薬剤師として勤務していない方は、前職や、今後就く勤務先を想定して入力して下さい。

薬剤師メニュー

- QRコード表示
- 研修等の修了状況
- 受講・受験申込
- レポート提出
- 受講歴一覧
- 認定申請
- IDカード発行申請
- 個人情報変更

認定申請

生涯学習自己診断入力

◇本指標項目は、全職域にわたる薬剤師を対象とし、受講者が自ら研修するべき内容を選択したり、あるいは研修した内容を整理・確認する ときの目安として用い、今後の学習計画 の立案の参考とする。
◇学習方法は、受講（座学、e-ラーニング）、実習などである。
◇（A）及び（B）には、各項目に 1～10 点を記入する。（A－B）の値により相対的に重点を置くべき研修内容を自己判断する。

Ⅰ倫理、法令、制度

		業務上必要度(A)	現状達成度(B)	自己学習必要度(A-B)
倫理	一般倫理、医療倫理、研究倫理、患者の権利、利益相反			
医療保険・介護保険制度	診療報酬、調剤報酬、薬価基準、国民医療費、療養担当規則（薬担、療担）、介護保険			
業務関連の法規	法規全般（守秘義務等）、医薬品医療機器等法、薬剤師法、医療法、麻薬及び向精神薬取締法、ＰＬ法、毒物劇物取締法、個人情報保護法、臨床研究法			

全項目について、入力して下さい。

Ⅵ医薬品開発・薬事行政

		業務上必要度(A)	現状達成度(B)	自己学習必要度(A-B)
基礎薬学	生化学、分子生物学、薬理学、薬物動態学、機能形態学、病理学、微生物学、薬剤学、製剤学、有機化学、無機化学、分析化学、物理化学	10	7	3
薬事行政・医療行政	医薬分業、承認審査・適正使用、医療・薬事監視、後発医薬品の使用、医薬品副作用被害救済制度、再審査、再評価	10	8	2
医薬品開発・流通	工場業務見学、品質規格、非臨床試験、臨床試験、製造販売後調査、市販直後調査、総括製造販売責任者、GLP、GMP、GCP、GQP、GPSP、GVP	10	5	5

計算

入力後、「計算」をクリックして下さい。

計算ボタンを押下すると「自己学習必要度(A-B)」が計算されます。

戻る　次へ

全て入力・計算後、「次へ」をクリックして下さい。

8．入力した情報を確認して下さい。

薬剤師メニュー

- QRコード表示
- 研修等の修了状況
- 受講・受験申込
- レポート提出
- 受講歴一覧
- 認定申請
- IDカード発行申請
- 個人情報変更

認定申請

申請内容確認

申請内容を確認して、申請ボタンをクリックしてください。
（入力した内容を変更する場合は、戻るボタンをクリックしてください。）

認定の名称：研修認定薬剤師（更新）

●単位使用

PECS取得単位合計 ※研修区分の詳細は こちら をご覧ください。

	集合研修		自己研修						使用数合計 (内手帳単位)	必要数
	研修認定のみ	他から使用可	レポート	上限	発表	上限	論文	上限		
1年目	0	0	0	5	0	3	0	3	6（6）	5
2年目	0	0	0	5	0	3	0	3	12（12）	5
3年目	20	0	0	5	0	3	0	3	32（12）	5

※上のスクロールバーによって表の全体が確認できます。

使用単位(内手帳単位) 50 （30）

クレジットの方は入力画面があります。最後まで入力情報を確認して下さい。

9. 「申請」をクリックして下さい。

医薬品開発・流通	2	1	1

訂正する場合は、「戻る」をクリックして下さい。

確認後、「申請」をクリックして下さい。
申請ボタンをクリックすると、申請が完了し、取消や、変更はできません。申請条件を満たしているか確認の上、クリックして下さい。

・クレジットの場合は、即時決済です。「申請」を押すと手続きが終了します。
・コンビニ決済を選択された場合は表示している「支払期限日」までに指定したコンビニで支払って下さい。
・コンビニ決済の際には、「決済ベンダ受付番号」（入金用の番号）が必要です。これらはメールで自動通知されますが、分からなくなっても再通知することはできません。画面を印刷して下さい。
コンビニ決済で、支払期限日までに支払いができなかったときは、申請は無効になります（復活できません）。
・お支払いいただいた審査料は返却いたしません。

１０．手帳または必要物の送付

支払手続き完了後、「研修認定薬剤師制度　認定申請の受付完了について」メールが送信されます。申請にはメールに記載された情報が必要です。案内に則り、研修手帳や認定申請時に提出が規定されている書類を送付して下さい。
送付物に不備があった場合は不受理になります。審査料の返金はできません。
また、送付後、不備が発覚したとしても追加の送付は受付ません。

【手帳等必要物の送付先】

公益財団法人日本薬剤師研修センター　研修認定薬剤師認定申請受付　担当宛

〒105-0003　東京都港区西新橋２丁目３－１　マークライト虎ノ門６階

１１．認定薬剤師カード（ＩＤカード）について

認定薬剤師カード（ＩＤカード）は認定が確定した後、別途の申込みになります。認定申請と同時に申し込むことは出来ません。
認定確定後、ＰＥＣＳにログインし、「ＩＤカード発行申請」から申し込みを行って下さい。

認定確定後、こちらをクリックして下さい。

認定薬剤師カード（ＩＤカード）は申込日における認定情報で作成します。
このため、新たな認定期間の認定薬剤師カード（ＩＤカード）の作成を希望する場合は、必ず認定確定メールまたは認定証到着後に申し込みを行って下さい。